

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第29回津市都市計画審議会
2 開催日時	令和3年8月17日(火) 午前10時00分から午前11時35分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ3階 生活文化情報センター(展示室)
4 出席した者の氏名	(津市都市計画審議会委員) 浅野聡、太田義政、岸本丞弘、草深靖志、辻正敏、津田由美子、 豊福裕二、森秀美、小野欽市、八太正年、岩脇圭一、吉田博康、 大野寛、村主英明 (事務局) 都市計画部長 渡邊公隆 都市計画部次長 落合毅人 都市政策担当参事(兼)都市政策課長 草深寿雄 都市政策課都市計画・景観担当主幹 梅本洋平 都市政策課主事 近藤悠介 都市政策課主事 水谷吏揮 都市政策課主事 奥山諒也
5 内容	(1) 開会 (2) 議題 津審議第83号 津都市計画公園の変更(津市決定) 津審議第84号 津市立地適正化計画における居住誘導 区域からの土砂災害特別警戒区域の除 外(津市立地適正化計画の変更) (3) その他 (4) 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3181 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

都市計画部長

【開会宣言及び挨拶】

事務局

本日の司会進行を務めさせていただきます都市政策担当参事の草深でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、ご覧のように座席の距離を空けさせていただき、ソーシャルディスタンスを確保するとともに、アルコール消毒液の設置、マスクの着用をお願いするなど、感染拡大防止対策を取らせていただいております。ご不便をおかけする部分もございますが、よろしくお願いいたします。また、適時水分を取っていただきますよう、お願いします。

恐れ入りますが、机上に追加資料を用意いたしましたのでご確認ください。また、事前に議案の説明に伺わせていただいた際にお渡ししております、議案書をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づいて、公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。また、会議の結果を発言者の氏名と共に、ホームページで公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議の議長ですが、津市都市計画審議会条例第7条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、浅野会長よろしくお願いいたします。

議長（浅野会長）

本日は、各委員の皆様のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、ご審議いただきますのは、お手元の会議次第にありますとおり、津都市計画公園の変更、津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外の2案件です。

委員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第のとおり進めたいと思いますが、事務局、本日の傍聴者の状況についてご説明願います。

事務局

本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を進めていただければと思います。

議長（浅野会長）

本日は、傍聴希望者がみえないということですので、このまま会議を続けさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会の成立の可否について、事務局より報告してください。

事務局

ご報告申し上げます。

ただいま、審議会委員15名中14名の方がご出席いただいておりますので、津市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

議長（浅野会長）

会議の成立を認めます。

議長（浅野会長）

それでは議案の審議に入りたいと思います。

津審議第83号 津都市計画公園の変更（津市決定）についての説明を事務局、お願いします。

事務局

それでは議案の説明に入る前に、本日お配りしております資料についてご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策として、座席の間隔を広くとらせていただいておりますことから、スクリーンが確認しづらいことが想定されますので、パワーポイントの資料をご用意させていただきました。また、2つ目の議案になります津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外についてですが、事前にご説明させていただいた折にご意見をいただきましたので、居住誘導区域からの除外箇所だけでなく、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のわかる拡大図についてもご用意させていただきました。そのほか、審議会の設置条例と委員名簿についてもお配りさせていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、津審議第83号 津都市計画公園の変更 3・2・4号 県庁前公園についてご説明いたします。

前方のスクリーンまたはお手元のパワーポイント資料をご覧ください。

こちらが、総括図です

オレンジの四角が三重県庁、緑の丸が津駅、黒い線が国道23号線で、赤色の丸で囲まれている部分が県庁前公園で、都市計画の変更を行う箇所となります。詳細は、この後ご説明します。

まず、都市計画公園の概要についてご説明させていただきます。

都市計画公園とは、都市計画法第11条第1項に規定された都市施設のひとつで、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供されることを目的とした公共空地です。

都市計画公園は利用目的、規模等により種別を定めています。

市民全般の運動、休息等、総合的に供することを目的とした「総合公園」、身近なスポーツを中心としたレクリエーション、休養等の利用に供することを目的とした「地区公園」、日常的な屋外レクリエーションの利用に供することを目的とした「近隣公園」、児童の遊戯、高齢者の憩いの場等の利用に供することを目的としており、住民に最も身近な「街区公園」があります。

県庁前公園の施設概要についてご説明させていただきます。

県庁前公園は、津市栄町一丁目に位置する三重県が管理する近隣公園の1つで、面積は約0.6ha、昭和43年に都市計画決定され、昭和47年より供用が開始されました。

旧県庁跡地を県民の憩いの場とすることを目的に整備され、周辺には住居、商業施設等が立地していることから、地域住民はもとより周辺企業の勤務者等が気軽に立ち寄れる憩いの場として親しまれています。平成28年からは地震発生時における一時避難場所として指定されています。

都市計画の変更理由をご説明いたします。

県庁前公園は昭和47年の供用開始から相当の期間が経過しているため施設の老朽化が進み、また、公園内のバリアフリー化が図られて

いないなど、近隣公園及び一時避難場所として安全、快適に利用するための再整備が必要な状況です。さらに、公園の出入口が東側と南側に限定されており、北側からのアクセスが劣っているため、公園北側道路に接する出入口の確保が必要な状況です。

このような状況を踏まえ、施設の利便性、防災機能の向上のため公園全体の再整備を行うにあたり、公園西側の区域について、当該公園区域と一体的な土地利用を行うとともに、公園へのアクセス向上や災害発生時の迅速な避難を可能とするため、都市計画公園区域を変更いたします。

都市計画の変更（案）について、詳細をご説明します。

まず、都市計画公園の変更についてですが、赤い線で囲まれた緑色の区域が公園区域で、左側の図が変更前、右側の図が変更後の図となります。黄色でマーカーされている箇所が廃止区域で、斜線の区域が追加となる区域です。北側の追加される斜線の区域は現在、三重県信用農業協同組合連合会所有の土地で、廃止される黄色マーカーの三重県所有の区域と用地交換を行い、区域の変更を行います。また、公園整備に併せて西側斜線部分の公園区域を拡大します。

都市計画変更に係る地域との合意形成についてご説明します。

三重県都市政策課街路・公園班が平成28年10月から令和3年1月にかけて都市計画公園の変更を行う区域に隣接する土地の地権者に対してと、令和2年4月に関係自治会に対して都市計画の変更（案）とそれに伴う公園整備について説明し、了承をいただきました。

都市計画の案の縦覧結果をご報告いたします。

都市計画法第17条の規定に基づく都市計画の案の縦覧を令和3年6月30日から7月14日までの間実施したところ、縦覧者は0名で、意見書の提出はございませんでした。

最後に、こちらが県庁前公園の平面計画図です。

公園全体の再整備とバリアフリー化を行うことで、施設の利便性が向上されます。

また、公園中央の噴水を撤去し広場として利用し、区域変更により公園北側からのアクセスを確保することで一時避難場所としての利便性も向上されます。

改修工事は令和4年4月から令和7年3月まで、供用開始は令和7年4月を予定しています。

説明は以上になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（浅野会長）

説明どうもありがとうございました。

それではただいま、説明がありました都市計画公園の変更について委員の方からご質問等がありましたら、よろしく願いします。

村主委員

村主です。2点教えていただきたいことがあるのですが、1点は今回、JAとの間で土地を交換して、公園を再整備するというのですが、元々は県が所管する公園ということで、再整備も県の公園事業として行われるのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、現状でこの県庁前公園と鉄道敷きの間にちょっと公園区域に入っていないスペースがあって、変更後の図面を見ると今回そこ

を公園区域に追加すると読み取れるのですが、ここの鉄道敷きとの間は斜面のようなところだったと思いますけど、ここの現状や所有の関係がどうなっているのかをお尋ねいたします。

議長（浅野会長） それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 1点目の管理者の方はおっしゃるとおり県です。今回の整備にあたりましてはJ Aとの用地交換をする協議の中でJ Aが行うこととなっております。

2点目でございますが、今回区域を拡大する区域について、現状は斜面というほどの急な角度はないかと存じますが、立木がある状況でございまして、整備にあたりましては、その立木を伐木すると確認をしております。所有の方は元々県の土地になっています。

議長（浅野会長） 村主委員よろしいですか、
はい、それでは他の委員はいかがですか。
草深委員どうぞ。

草深委員 この平面計画図を見ますと、駐輪場は何か所か設けてあると思うのですが、駐車場は設けるべきではないのでしょうか。これだと近くの方の限定的な利用でしかなさそうな、あまり利用者が増えないように思うのですが。

議長（浅野会長） 事務局からお願いします。

事務局 現時点でも当該公園は駐車場は無いということでございまして、今回の整備計画においても駐車場整備はしないと確認しております。ただ、近隣公園ということで誘致距離は500mという基準となっているので、500m範囲の方が徒歩で利用していただくということと、県庁や周辺の公共交通機関利用者、企業の方が歩いて使っていただくことを想定して、駐車場の整備は計画していないと確認しております。

議長（浅野会長） 草深委員よろしいですか。
はい、では小野委員よろしくをお願いします。

小野委員 はい、小野欽市です。この地域に私は住まいをしておりますが、こういった内容の説明は一切ございません。地元自治会にこういった説明をしたかも聞いていません。県とJ Aとの話し合いで決まり、J Aが先に仕掛けていって、こういう話になったのでしょうか、そこらへんは本当に良いのかなと思います。というのも草深委員の話にもありましたが、大規模避難場所になり、広域で避難をされる方もみえる場合は、やはりそれなりの駐車スペースをおいて、ちゃんとした支援ができるような態勢が無ければならないと思いますが、三重県の考え方自体も公園なんてこんなものでいいだろうというものです。また、真ん中の噴水を撤去するということですが、一つ教えて欲しいのは撤去した後の広場はどのような構造になりますか。広場は普通の広場でなくて、広域の避難場所になり得るような広場に作り変えなければな

らないと思いますが、そのあたりの考え方はどうですか。
まずその2点教えて欲しいです。

議長（浅野会長）

はい、では事務局お願いします。

事務局

まず、1点目の住民説明でございますが、令和2年4月に地元の3自治会に対して説明をしたと確認しております。それと、整備の経緯等でございますが、今回は、公園施設の老朽化と防災上の観点から、以前より公園の再整備を検討していたところ、JAから県に対して、JA三重ビルの建て替えに伴う用地交換を持ち掛けられ、その協議を行ったところ、用地交換をすることによって、県、JA双方にメリットがあると考えられるために、用地交換を行い、公園整備を行うこととなったと確認しております。整備方針については、三重県とJA等がワーキンググループを作りまして、整備計画案の検討を行ったということで、その中で、多くの方が親しめる公園とする、UD条例を遵守し、公園のバリアフリー化を図る、防災上の観点も含めた整備方針とするということに決定したと確認しております。

また、先ほども言いましたように、一時避難場所にもなっているということで、万一の場合は一時的に集まっていただきますが、その後長期になる場合は指定避難所へ移っていただくということになります。ここは一時避難場所ということで、災害、地震等があった場合に一時的に人が集まれるようにという方向で、整備を計画しているということであるのだろうと認識しています。

議長（浅野会長）

はいどうぞ、小野委員。

小野委員

三重県はここ10年位いろいろな計画モノを作る際は見える化と言いますか、数値化を図っており、ここでいうと、従前の日数当たりの訪れる人数をもう少し多くして、県民や市民の健康に資するためにこの公園を整備するなどよく言うのですが、その辺について、ワーキンググループでどのくらいの数値目標を置いていると聞いていますか。

また、令和7年4月に供用開始ということで、随分時間がありますが、それはJAの建物の建設の絡みでこれくらい遅くなっているのですか。どうも、計画自体がまずJAありきで始まっている気がしてならないのですが、その点はどうですか。

議長（浅野会長）

では、お願いします。

事務局

ワーキンググループにおける議論の中での数値目標ということでございますが、数値目標等については聞いておらず、おそらく数値目標を立ててというよりも、利用目的によって整備方針や計画を立てるために議論されたものだと思います。

スケジュールでございますが、用地交換の関係や、説明会の後に整備方針を決めて、測量、調査を行い、スケジュールとしては令和4年4月から整備を進めると確認をしております。

議長（浅野会長）	はい、どうぞ。
小野委員	津市には根っこの部分は教えられていないのかもしれませんが、津市の都計審を経て県の方の都計審に行くのですよね。ということは、津市の都計審で数値目標を出せ、という要望は出せるわけですよね。ただ、用地交換をしてJ Aのビルを建てるために協力します、というような都計審ではいけないと思いますので、今お話しした、噴水を撤去した広場の活用、あるいは従前に増した県民市民が公園を利用する、利便性をもっと見える化を図るように、という要望は出しても良いわけですよね。いかがですか。
議長（浅野会長）	はい、どうぞお願いします。
事務局	小野委員のご質問で、津市の都計審を経て県の都計審に諮られるということですが、今回の公園については市決定になりますので、県の都計審には諮らず、こちらの津市の都市計画審議会で議決いただいて、その後、決定となります。
小野委員	市決定で県が加工して、県管理の公園ということですか。それなら市は何を決定するのですか。何にも無いですよね。その後に使うのは市民ですが、市は、「はい、分かりました、どうぞ」、と言うだけですか。そんななことは違うと思います。
議長（浅野会長）	はい、いかがでしょうか。
事務局	市としては今後の整備の計画、目的を踏まえまして、都市計画公園区域の変更について当審議会に付議し、今回ご審議いただいているということでございます。当然、市としましても目的とか今後の計画とかを見て、県に対して整備に関する質問をするなどの協議を行い、そういったことを経てこちらに付議させていただいたということございまして、県と協議をする中で、合理性が認められるということで付議させていただいたということでございます。先ほど小野委員が言っていたように今回市決定でございますが、過去にも都市計画審議会の議論でご意見をいただく中で、当審議会の意見を付帯していることもありますので、県に対して意見として付帯することは可能であるというふうに考えてございます。
議長（浅野会長）	小野委員いかがですか。
小野委員	県に対しての質問事項を出せという要望をしてもいいのですが、それ以上言ったところで大したものが出ないかもしれないし、上下関係から言うと、意見の反映というのは中々厳しいと思いますので、さきほど、私が言いましたように、審議会としてはこういう意見がありましたよ、という意味の反映でもしていただくといいと思います。よろしくお願いします。
議長（浅野会長）	はい、そうしますと、小野委員の提案としては都市計画審議会の議

事録等を併せて、こういった意見が出ているという事を県へ報告させていただくということでもよろしいですか。
他の委員から何かございますか。

吉田委員

吉田です。平面計画図について確認させていただきたいのですが、広場2の右上のL字になっているところにスロープと階段みたいなものがありますが、これはJAさんからのスロープですか。北側からの進入が追加されたのは分かるのですが、JAさんから専用の出入口が作られるように見えるのですがいかがですか。

事務局

あくまでも、現時点でのざっくりとした計画図ですので、まだ今後変更の可能性もありますが、現時点の図面ではJAさんからの専用の通用口というよりも、隣はJAさんですが、そちらからも入っていただけの出入口になるのかなと思います。

吉田委員

JAさんの土地なのでJAさん専用の出入口になると思うので、JAさんに支援いただくということで、忖度しているように見えるのは私だけかどうか分からないですけど、元々ここにそのようなものが本当に必要なかということが、若干気になるところです。計画図は今の時点のものとのことですが、いつ確定するのですか。

議長（浅野会長）

はい、ではお願いします。

事務局

最終的には今年度中には設計が確定すると確認しておりますので、遅くとも3月までには詳細設計ができるものと思います。

吉田委員

ということは、JAさん側からの入り口を作られる方向で進んでいるということですかね。スロープと階段両方作られると、それが、バリアフリーということでしたら、本当にこういうものがあるのかも含めて、若干気になるところかなと、私自身は思いました。以上です。

事務局

今回の区域変更で、多くの方に使っていただけるようなバリアフリーの出入口は、ちょっと出ている所がありますね。出ている所の先が区域変更を行う箇所、北側の箇所が皆さんに使っていただけるバリアフリーの通路です。

JAさんからの所もバリアフリーということで使っていただけるかと思いますが、基本的には北側に新たに入り口を作って、北側の道路からアクセスしやすいようにという形になっております。

吉田委員

ありがとうございます。

この出入口の上部のところにJAさん新しい建物建てられるということですね。そこに出入口は本当に必要になってくるという設計になっているのですか。用地交換をして上部に新しい建物を建てられるということですけども、本当にこのスペースをJAさんが公園内に進入するために有効的に使われるという認識で大丈夫ですか。

事務局	<p>当該公園は、現状トイレは無く、新たな公園もトイレ整備をする計画は無いと確認していますが、昼間JAさんが開いている時は、JAさんのトイレを利用者が使うというようなことも、ソフト面で調整をされていると聞いておりますので、そういった部分もあるのかと推察します。</p>
吉田委員	<p>ありがとうございます。 そこら辺の記載がないと計画図だけでは読み取れない部分がありますので、その辺り詳細設計が完成したら、見せていただきたいなと思います。以上です。ありがとうございます。</p>
議長（浅野会長）	<p>はい、今、吉田委員から出していただいたご意見ですけれども、今日は都市計画の変更ですので、都市計画の場所と面積を審議しますので、公園のデザインは都市計画決定の対象外であるということなので、参考意見として、先ほど小野委員からも都市計画審議会の委員からこういった意見が出ているということで、議事録を添付して、県に伝えるということにさせていただければと思いますので、吉田委員からも直接の都市計画決定の対象ではないですけど、公園のデザインのところについて、JAの出入口のところについてご意見が出ているということを事務局から県に伝えるということによろしいでしょうか。 はい、どうもありがとうございました。 岸本委員お願いします。</p>
岸本委員	<p>2点ほどありまして、以前に三重県栄町庁舎に在籍したことがあるのですが、吉田山橋の耐震性について問題があると聞いたことがあります。そんな中で、災害時に周辺の吉田山会館の勤務者や周辺住民が、県庁前公園にアクセスすることができますか。また、近所の人がみんな避難してくるのですよね。その収容能力が気になるのですが大丈夫でしょうか。</p>
議長（浅野会長）	<p>はい、では事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>吉田山橋の耐震性能について、耐震性能がどれくらいということまで把握はしていませんが、管理者によって適切に管理されていると思いますので、もし耐震性に問題があれば、耐震工事がされていくものと思います。 避難に関するご意見について、一時避難場所になっているとご説明させていただきましたが、周辺には津偕楽公園や、三重県教育文化会館、南立誠小学校グラウンド、鳥居町児童遊び場が一時避難場所となっていて、一時避難場所の役割としては、一人当たりの占有面積が1㎡以上確保できるようにと、家屋倒壊、堤防の決壊等で危険な場合に一時的に危険を避ける場所ということでございますので、今言っていたいただいた周辺の公共施設とか周辺の方々等が一時的にこちらに来ていただくことになっております。 長期に避難していただく場合には指定避難所というものがございまして、周辺でございまして、中央市民館や南立誠小学校やアスト津等がございまして、長期の避難はそちらの方に移ってもらうような形</p>

	<p>でございますので、一時的な避難については一定数の方々に避難していただくことは可能であります。そのために、今回、なるべくスペースを確保するために区域の面積も変更し、噴水等を撤去するものと認識しています。</p>
岸本委員	<p>津市の連合自治会では、一時避難場所に指定されている施設が避難場所として使いづらいという意見もあります。災害はいつ起こるか分からないので、学校のグラウンド等では出入口の門が閉まっており、塀等を乗り越えないとたどり着けないという問題があります。高齢者等が門を乗り越えることは不可能だと思いますが、こういう場合はどう対応するのですか。</p>
事務局	<p>今回、県庁前公園の区域変更ということで、今言っていた部分は確認していませんが、近辺の一時避難場所の指定状況は、津偕楽公園や、三重県教育文化会館、南立誠小学校グラウンド等が指定されております。先ほどの質問は都市計画審議会の決定の部分については関係ないと思いますが、一度防災の方に確認して、後日回答させていただけたらと思います。</p>
岸本委員	<p>収容人数についてはどうですか。県庁前公園の近辺には県庁を含めビルが複数ありますが、それらの勤務者が県庁前公園に全員避難できるのですか。</p>
事務局	<p>先ほどのご質問と同じように、一時避難場所としてどれくらいの方を想定しているかを人数まで確認はしていなくて、一人当たりの占有面積が1㎡以上確保できるようにということで、一時避難場所として指定されていると聞いております。</p>
議長（浅野会長）	<p>はい、それでは他に何か質問ある方はいらっしゃいますか。 八太委員お願いします。</p>
八太委員	<p>関係無いのかもしれませんが、公園にトイレが無いということはちょっといかなものかと思っておりますので、それはやはり公園として整備されるのであれば当然トイレもきちんと整備していただくように意見を付け加えていただくとありがたいのです。よろしくお願いします。</p>
議長（浅野会長）	<p>分かりました。八太委員の意見も他の委員の意見とあわせて、県にまとめて審議会でこういった意見が出たということを伝えさせていただこうと思います。</p>
八太委員	<p>お願いします。</p>
議長（浅野会長）	<p>村主委員どうぞ</p>
村主委員	<p>もう一度すみません。今八太委員からトイレについての意見がありました。パワーポイントの説明資料の5ページに都市計画の変更理由として、防災機能の向上を図るという表現がございます。実際にど</p>

ういう整備をするかというのは9ページに計画平面図がありますが、あくまで参考だということで、あまり整備の詳細について議論するのは適さないということですが、地震等の災害時の一時避難場所であれば、当然トイレを考えないといけないし、八太委員がおっしゃった通常のトイレもそうですが、例えばマンホールトイレとか、防火水栓、防災倉庫等が計画平面図にはどれも書いていませんが、防災機能の向上ということで、今よりも良くするという考えをちゃんと持っておられるのかということを確認した方が良いのではないかと思います。

事務局

トイレについて、こちらの公園は一時避難場所で、長期の滞在を想定しているような公園ではないため、いわゆる災害用のトイレを設置する考えはないと確認しております。一時避難した後、ある程度長期間になるようであれば指定避難所へ移っていただくということで、当公園はトイレ整備を行う予定がないと確認しております。

議長（浅野会長）

村主委員いかがですか。
はい、それでは他の委員から質問はありませんか。

岩脇委員

都市計画決定とは直接関係無い話だとは思いますが、J Aビルが開いている間はJ Aビルのトイレを使うという話でしたが、整備の内容と今後の活用を考えると、土日とかJ Aビルが開いていない時のイベント等での利用について、県庁のすぐそばという事で、ある意味街の顔という側面もありますので、イベントなどでの賑わいにも繋がることだと思うので、一時避難場所ということも書いてありますけれども、イベントを行うのであれば、トイレの整備を津市の都計審の意見として、伝えていただけたらと思います。

議長（浅野会長）

どうもありがとうございます。
何か事務局からありますか。よろしいですか。
岩脇委員から今出されたご意見ですけど、他の委員の方から出されていることについて、重ねて指摘をしていただいたということでよろしいでしょうか。
はい、どうもありがとうございます。
では、他の委員からご質問ありますか。

津田委員

デザインの内容になるのですが、こちらの図面を見ると、植栽や水飲み場は具体的には書いてありますが、ベンチは置くようになっているか分かりません。先ほどから防災についてはたくさん意見出ているのですが、元々地域の皆様の憩いの場としても利用するというのであれば、ベンチを置いた方が、幅広い世代に利用いただけると思うのですが、ここに記載されているのか私には分かりませんが、置いていただいた方が良くと思います。規定か何かでベンチを置けない公園があるのかもしれませんが、そこは分からないので、希望としてはベンチを置いていただいた方が、休む場所ができるかなと思います。細かいところですけど。

議長（浅野会長）

ありがとうございます。事務局から何か説明ありますか。

事務局	ベンチですが、計画平面図で分かりにくいのですが、ここにベンチが設置される予定と聞いています。
議長（浅野会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい、それでは他の委員の方からご質問等がございますか。</p> <p>公園の具体的な計画の中身について色々と委員の方からご意見をたくさんいただけたかと思います。他にはよろしいですか。</p> <p>それでは、画面をNO. 6に戻していただいてよろしいですか。</p> <p>確認をさせていただきますと、今画面が映っていると思いますが、お手元に同じ画面の資料があると思いますけれども、都市計画決定の対象となるのが今見ていただいている画面の所です、委員の方に確認していただいた通り、種別は近隣公園で変更なしと、名称も3・2・4号県庁前公園ということで変更はなし、それから位置も津市栄町一丁目ということで変更はなしと、ただ、細かいところで土地のやり取りをしているということを今委員のみなさんに確認いただいているところなんです。それから面積もほぼ変更なしで、変更後に少し面積が増えるという状況確認してもらいました。そして、都市計画決定の対象外ですけれども、審議の時に委員の皆様がこの図面を見ていただいて、日常時のトイレの使い方であったり、それから、JA側の出入口のことであったり、それから、災害時の防災機能等についてご意見いただきましたので、それらを併せて、審議会の議事録を整理して、それを事務局から県の方に伝えていただいて、日常時の使い方と、防災時の使い方について、今後、計画の中身を詰めていく段階で検討して下さい、ということで、事務局から審議会の委員の意見として伝えていただきたいと思います。</p> <p>それでは今確認していただいた内容ですけれども、都市計画決定の変更につきましては原案のとおりという事でよろしいでしょうか。</p>
一同	はい。
議長（浅野会長）	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>私の私見ですけど、JAの老朽化したビルがあのままですと、あれが地震の時に半壊ですとか、全壊してしまうと、公園に避難ができなくなりますので、JAのビルが新しくなって、耐震性を満たしてくれると、その目の前に隣接する公園が一時避難場所として機能してくれますので、全体としてはJAのビルが建て替えられるということで、県庁周辺の建物の安全性の向上には今回の公園計画というのは一緒に貢献はしてくれるのかなと思います。</p> <p>それでは、公園の具体的な今後の在り方についてたくさんのご意見いただきまして、ありがとうございました。</p>
議長（浅野会長）	それでは次の審議に入りたいと思います。津審議第84号 津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外についての説明を事務局、お願いします。
事務局	<p>それでは、津審議第84号津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外についてご説明いたします。</p> <p>左の図が令和3年7月末日現在の土砂災害特別警戒区域の指定状況</p>

であり、右の図が津市立地適正化計画における居住誘導区域の全体図になります。

それではまず土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定についてご説明いたします。

土砂災害防止法は従来の砂防工事や急傾斜等の工事のようなハード対策のほかに、ソフト対策を充実させることを目的として制定されたものであり、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等を推進しております。

土砂災害のおそれのある区域については、都道府県が土砂災害警戒区域等を指定することで危険性の周知をしており、土砂災害警戒区域のうち、建築物の損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域について土砂災害特別警戒区域として三重県が指定しております。令和3年7月末日現在において、津市内では1,756か所が指定されている状況です。

次に、都市再生特別措置法施行令の改正についてご説明いたします。

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが課題となっております。こうした課題に対応し、安全で魅力的なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が、令和2年6月10日に公布され、令和2年9月7日に施行されました。

この都市再生特別措置法改正の趣旨を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、都市再生特別措置法施行令が令和2年10月23日に公布され、令和3年10月1日に施行されます。

この政令改正により、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりの推進のため立地適正化計画の強化が図られ、居住誘導区域内において土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンを原則除外することが規定されました。

現行の法令等においては、居住誘導区域として定めない区域として、市街化調整区域、建築基準法に規定する災害危険区域、都市計画法施行令第8条第2項に掲げる農用地区域や保安林等が規定されておりましたが、改正法令等においては、前述の規定に加えて、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が規定されました。

ここで改めて立地適正化計画の概要についてご説明いたします。

近年は全国的に人口減少や少子高齢化が進んでおりますが、そういった社会情勢の中でも、高齢者や子育て世代にとっても安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、

また、財政的にも持続していける都市づくりをしていくことが今後のまちづくりの大きな課題となっております。

こうした課題に対応するためのまちづくりとして全国的に進められているのが多極ネットワーク型コンパクトシティというものでございまして、それを推進する制度として、平成26年に立地適正化計画が創設されました。

これを受け本市では平成30年に立地適正化計画を都市マスタープランの一部として策定しました。都市マスタープランが市の全体的な方針を示すものに対しまして、立地適正化計画は、商業や医療などの

生活サービス施設の誘導と、居住の誘導に関する計画となります。

居住の誘導に関しまして、商業、医療等の生活サービス施設を維持していくためには一定の人口の確保が必要となりますので、人口密度を維持していく区域として「居住誘導区域」を設定しております。

画面の青枠で囲んだ黄色の区域が居住誘導区域になります。

平成30年3月の立地適正化計画策定以降、津地域、河芸地域、久居地域で土砂災害特別警戒区域が指定され、現在居住誘導区域内に58か所の土砂災害特別警戒区域が指定されております。

令和3年10月1日の都市再生特別措置法の政令改正に伴い、居住誘導区域として定めない区域として土砂災害特別警戒区域が規定されたことから、当該区域を居住誘導区域から除外するものです。

つづいて変更案の回覧についてご説明いたします。

今回の変更案につきまして、変更区域を含む津、河芸、久居の44自治会を対象に変更案の説明及び回覧をいたしましたところ、特に意見等はありませんでした。

最後に立地適正化計画の変更箇所についてご説明いたします。

立地適正化計画38ページの居住誘導区域の設定のステップ3災害リスクの高い区域の整理において、「土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域に含めない」という文言を追記いたします。

同じく38ページの区域設定の見直しにかかる記述について、おおむね5年ごとの区域見直しから土砂災害特別警戒区域及び地すべり防止区域の記述を削除し、新たに「土砂災害特別警戒区域及び地すべり防止区域が新たに指定された場合は居住誘導区域に含めないものとする」という文言を追記いたします。なお、土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域の指定は三重県が調査結果に応じて順次指定していくものであり、当該区域指定ごとに立地適正化計画の変更を行っていくことは現実的ではないことから、国との協議の結果、当該文言を追記することで区域指定ごとの立地適正化計画の変更は行わず、ホームページで公開しているGISデータ等において指定状況を随時反映することで対応することとしております。

説明は以上になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（浅野会長）

只今、事務局より津審議第84号について説明がございましたが、ご質問、ご意見がございましたらご発言願います。

草深委員

居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外することは当然のことだとは思いますが、そもそも居住誘導区域や都市機能誘導区域については、河川の氾濫地域とか津波の浸水地域と被っている気がします。誘導区域は5年ごとに見直すということが書いてありますが、今後こういう地域の見直しを行うということはあるのでしょうか。

議長（浅野会長）

はい、では事務局からお願いします。

事務局

現計画の居住誘導区域設定の考え方といたしまして、いわゆる災害リスクの高い区域については、過去最大クラスの浸水想定区域で浸水深が2m以上となっている地域は居住誘導区域に含めないということ

で設定をしてございます。

今言っていたように、例えば内水ハザードマップができた場合や今回のような新たな土砂災害特別警戒区域などの指定があった場合は、5年に1度は区域の見直しを行うこととしておきまして、今度の令和5年度が見直しの時期になりますので、令和5年度の段階で見直しを検討していこうと考えてございます。

草深委員

特に今朝も鳥羽の浦村で1時間当たり160ミリほどの降水量を確認したと。たまたまこの1週間の全国的な天候の状況で言いますと、今日は多少の雨はみられますが、そんなむちゃくちゃな雨は降っていないですが、これはたまたまだと思っています。1週間前の九州の状況をみますと、特に河川の氾濫地域については早急に検討すべきことだと思います。

議長（浅野会長）

はい、事務局から何かございますか。

事務局

現計画を策定した当時においては、国においてもいわゆる内水の河川の氾濫であるとかゲリラ豪雨のことが、今ほど意識をされておらず、そんな中で当立地適正化計画を策定したということで、当時は東日本大震災等の被害状況から、津波浸水想定区域について議論し、居住誘導区域から除いた形で設定しています。

近年、今言われるようにゲリラ豪雨が頻繁に起こるなどして、いわゆる内水氾濫も議論にあがっているということで、今建設部が令和3、4年度で市街化区域内の一定の区域において内水ハザードマップ作りの作業しておりますので、そういった区域を含めて令和5年度の見直しで検討したいと思います。

岸本委員

先ほど内水氾濫のご意見が出たのですが、近年田畑の面積が非常に少なくなった半面、コンクリートで舗装された道路等が増えております。当然これは内水氾濫の原因になると思いますので、その辺の方向性というか、今後どうなるのかお尋ねしたいと思います。それから津市の南側にある岩田川の件なのですが、上流の方で岩田川が本流で、その本流に対して両サイドに川が流れております。これは以前も地域懇談会で話題になったのですが、どちらかの流れが強くなると流れ込んでいる水がせき止められて、バックウォーター現象が発生するだろうと、この2点が論議されたことがあるのですが、この内水氾濫と河川のバックウォーター現象に関して何かご意見をいただければと思います。

議長（浅野会長）

土砂災害特別警戒区域に直接関係ないことですので、参考のご質問ということでよろしいでしょうか。

岸本委員

はい。それと土砂災害について、台地があつて傾斜30度以上の坂があるところは土砂崩れが起きやすいという数値的な報道があったのですが、それもあわせてお願いしたいです。

議長（浅野会長）

ではよろしく申し上げます。

事務局 最後にご質問いただいた今回の土砂災害特別警戒区域の指定基準でありますが、津市の市街地におきましては、急傾斜の崩壊のおそれのある区域を指定しているということでありまして、急傾斜地の崩壊では、急傾斜地が30度以上で高さが5m以上ある箇所が指定されていると確認をしております。それと申していただいた内水氾濫の部分で、田畑の面積が減少しているとか岩田川でバックウォーター現象が起こっているとかということについて関係があるかどうかはわかりませんが、建設部の方で令和3、4年度にいわゆる市街地の10数箇所、もともと頻繁に内水氾濫が起こるといふ箇所について調査を行っていくと聞いています。

岸本委員 先ほどのバックウォーター現象につきましては、以前倉敷市の北側にある真備町ではかなりひどい災害で死者も出ております。バックウォーター現象については、2つの川あるいは3つの川が一緒になって起こる現象なのですが、その辺の解決策がされてないような気がするのですが、特に例えば河川を浚渫するとか、あるいは堤防を堅固にするとかそういうので逃げられるのではないかと申すのはひとつあります。

それともう1点、こういう都市計画の話を進めるにあたって、地積というのは問題にはならないのですか。地積っていうのは不動産登録簿に載っていますよね。あれが絡んでくるのではないですか。

議長（浅野会長） それでは事務局からよろしいでしょうか。

事務局 今回の都市計画決定に関しては地積が絡むことはないと思います。一般的に都市計画決定で何かの線を引くとかいう場合には、字界や町界で設定してまいります。いずれにしても今回の案件については地積が問題になってくることはないと思います。

岸本委員 津市は地積の問題の進捗がものすごく遅いということをお聞きまして、地積調査にあたっては20パーセントもいってないと聞いたのですが、そんなものですか。

事務局 今回は直接関係ございませんが、地積の調査につきましては、別の部署がやっております。地積、公図混乱区域を対応しているところでございます。

岸本委員 結局テリトリーが違うということですね、わかりました。

議長（浅野会長） はい、それでは豊福委員どうぞ。

豊福委員 今回の特別警戒区域の除外は国の法改正に伴うもので当然だと思うのですが、警戒区域の扱いはどのようになっているのか教えていただければと思います。

事務局 今回の法改正においては土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾ

ーンと呼ばれる区域は居住誘導区域に含めないこととしなさいということになっておりました、土砂災害特別警戒区域は今回の58か所除外するところでございます。特別がつかない警戒区域、いわゆるイエローゾーンと呼ばれる区域については、居住誘導区域からただちに除外する必要はないという形になっておりますので、今回は除外してございません。ただし、先ほど申し上げましたように、今後令和5年度の見直しの段階において、イエローゾーンであっても除外する必要があるということであれば、除外するかなど検討する必要があると考えてございます。

議長（浅野会長）

ほか委員の方からご質問等はございますか。
はい村主委員どうぞ。

村主委員

土砂災害特別警戒区域のご説明について趣旨を理解しますと、土砂災害特別警戒区域が指定されたところは、居住誘導区域に含めないと、両方の区域の整合をとるためには重複してはいけないということについては、特に異論はありません。とはいうものの居住誘導区域、立地適正化計画というものは、都計審で審議をして平成30年に内容が妥当だということで策定をして、この地域は居住誘導区域だと指定を先に行っているわけですね。そこで後からというのはよくないかもしれませんが、土砂災害特別警戒区域を指定しました、居住誘導区域を外してください、両方の制度それぞれに意味があって、いろんな制度と絡んで運用されているわけですから、一方だけ指定しましたから、はい外してくださいというのは一方的でいかなものかという気がいたします。今画面に出してもらっているように今後新たに指定された場合は、居住誘導区域に含めないものとするということで、外してくださいということですね。今後についても一方的に侵害されるというか、両方の制度それぞれに意味があるのに、一方的に攻め込まれるというのはいかなものかと思えます。その辺は担当部局同士で話をしているのだらうと思いますが、ご説明を伺うと一方的にという気がいたしました。その点はどうかということと、居住誘導区域から外すのはやむを得ないと思えますので、これで全部ですよ、これからぼろぼろ出てくるということはないですよということがひっかかったので、その辺お伺いできたらと思えます。

事務局

今後指定がないかということですが、一旦第一段階のスクリーニングは終わったということは聞いてございますが、より詳細に漏れがないかということを含めて、今後また津市全体をスクリーニングしていくということも聞いてございますので、同じレベルの数が出てくるかということとは別といたしまして、今後新たに指定される可能性は十分にあると考えてございます。

県が一方的に指定をして、なんの意見も出さずに聞いているということではなく、まず県から市建設部担当部局へ津市でこれだけ指定をするという候補地が上がってまいりまして、我々都市計画部の方にも照会がなされて、それに対しては都市計画部といたしましても居住誘導区域と整合を図り、質問や意見を出させていただいて、県からの回答をもって調整、協議をさせていただいております。その後区域の指

定の手続きについては、関係市町の意見を聞いた後に、県公報の告示をもって指定することになるのですが、調査結果を広く地域住民に理解してもらうということを含めて、説明会等を開催し、協議がなされた後に区域指定がなされています。

村主委員

今の説明で一応理解いたしました。土砂災害特別警戒区域に指定されるような崖みたいなところも、場合によってはその周辺を含めてしっかりとした宅地造成がなされて、擁壁を技術基準に沿って作ると、危険性のない良好な住宅地にするということもあり得ると思うので、そういった対策なり事業の実施によっては、今回指定された土砂災害特別警戒区域を外して、居住誘導区域として改めて位置づけるというようなこともあり得るのかどうか確認をしたいと思います。

事務局

例えば土砂災害特別警戒区域に指定された区域において、宅地造成がなされて、当然基準を満たすような宅地造成がなされた場合は、レッドゾーンから外れるということになってまいります。ですので、その指定が外れた場合は、居住誘導区域においても当然戻すことを前提で検討をしてまいりたいと考えております。

議長（浅野会長）

村主委員よろしいでしょうか。
ご意見もほぼ出揃ったようですが、他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。
それではただいま説明のありました件ですけれども、法改正に伴いまして、今全国の立地適正化計画を作っている市や町が一斉に見直しをしている状況です。三重県内の他市でも立地適正化計画を作っている市はただいま説明があったとおり、土砂災害特別警戒区域を除外しているという状況で、津市も法改正に伴いまして、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外するという事で対応したいということで、対応につきましては特に反対のご意見はありませんでしたので、この件につきましては、原案のとおりとさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

はい。

議長（浅野会長）

異議がないようですので、津審議第84号については、原案について意見なしとします。
災害のハザードエリアに関しましては、委員の方からたくさんのご質問がありましたとおり、これからも制度改正はどんどん進むと思いますので、そうすると居住誘導区域との調整が問われてくるというような法改正が将来的にも出てくるのが想定されます。特に河川の氾濫の想定区域をどうするかとか、津波の浸水想定区域をどうするかというようなことも、今後国が制度改正をしていったらそれを受けて地方公共団体が見直すということになってくると思いますので、その都度委員の皆様においては審議をしていただけると幸いです。
以上2件が本日の議題です。
答申案作成について、事務局いかがいたしましょう。

事務局	<p>答申書を作成するお時間を頂きますので、11時30分まで暫時休憩でお願いしたいと思います。</p>
議長（浅野会長）	<p>それでは、答申案作成のため、11時30分まで休憩とします。</p> <p>【答申書作成】</p>
議長（浅野会長）	<p>それでは時間になりましたので、再開させていただきます。</p> <p>2件について答申案作成の用意ができましたので、津審議第83号、津審議第84号について答申書を私の方で朗読させていただきます。</p> <p>それではまず津審議第83号について、津都市計画公園の変更について（答申）</p> <p>令和3年8月2日付津市都第438号にて諮問のあった、津審議第83号津都市計画公園の変更（津市決定）について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。</p> <p>なお、整備にあたってはいくつかの意見があったので、議事録を添付します。</p> <p>整備にあたっては意見があったので、議事録、意見を添付しますという文章は、以前も同じような対応をしていますので、同じ言い方を踏襲したという表現をさせていただいております。</p>
議長（浅野会長）	<p>それではもう一つの案件について朗読させていただきます。</p> <p>津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外について（答申）</p> <p>令和3年8月2日付け津市都第438号にて諮問のあった、津審議第84号津市立地適正化計画における居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域の除外について、審議の結果、原案について意見なしで答申します。</p>
議長（浅野会長）	<p>以上が答申案ですが、よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>はい。</p>
議長（浅野会長）	<p>異議なしとのことですので、この文面で後ほど答申書に押印の上、市の方へお渡しいたします。</p>
議長（浅野会長）	<p>以上で審議は終了といたします。</p> <p>事務局から他になにかありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長（浅野会長）	<p>これをもちまして、第29回津市都市計画審議会を閉会いたします。</p> <p>なお、委員の皆様方には、長時間に渡り、慎重かつ熱心にご審議をいただくとともに、議事進行につき、格別のご協力をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p>

事務局

長時間にわたりまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

【閉会】